

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を

埋め立てに使用しないように求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1593 名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972 年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定された。

同地域では、戦争で犠牲を強いられた民間人や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは、人道上許されるものではない。

よって、本町議会は、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂をあらゆる埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体になって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 7 月 6 日

大阪府南河内郡河南町議会